

○小林正夫君 次の質問に移ります。

年金保険料の流用については、政府・与党においては、年金事務費にかかわる経費を年金保険料で賄うことは当然との認識をお持ちのようです。確かに、雇用保険や労災保険など、事務費を保険料で賄っている制度もあります。しかし、元々公的年金の事務費は、国庫で負担してきたものを平成十年度から特別措置として保険料が充当されてきたものです。御高齢の方などはそれをよく御存じで、年金保険料は年金の給付に使うと聞いていたのに、何でほかのことに使っているのかとおっしゃる方たちもおります。

年金事務費についての取扱いについて、民主党の考え方をお聞きをいたします。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 年金事務にかかわる経費に対する財政措置に対する御質問をいただきました。既に小林委員からも御披露いただいたところではございますけれども、若干歴史的に振り返りつつ御答弁申し上げたいと思います。

昭和十六年に出されております「労働者年金保険法解説」という本を振り返りますと、昭和十七年に創設されました労働者年金保険法においては事務の執行に要する費用を国庫負担することとされたわけでございますけれども、それについて、本保険の社会政策的性質によるものである、国民全体の福祉を増進することができるからであると、そういった考え方に基づくものであるとの解説が明記されております。

また、昭和三十四年の国民年金法制定時、昭和三十四年二月十三日の衆議院本会議における趣旨説明において、当時の坂田道太厚生大臣は、新たに定められた毎年度の保険料収入総額の二分の一に相当する額の国庫負担は従来 of 社会保険には見られないほど大きいものであり、国民年金制度の維持育成に対する熱意を肯定していただけるものと考えておりますと述べられつつ、事務費につきましても、これを全額国庫が負担することといたしておりますと説明しておられます。このことは、事務費を全額国庫負担で支えることにより国民皆年金の実現を図るといふ熱い思いを込めた中で措置されたということが明確に読み取れるわけでございます。

このように、我が国における年金の事務費に対する全額国庫負担の方針は、正に昭和三十四年当時の坂田大臣の説明のとおり、社会保障制度の一環として全国民に年金制度を及ぼし、これを生活設計のよりどころとして国民生活の安定を図ってまいります体制を確立いたしますことが国民の一致した要望であるとの認識に立って国民皆年金を実現したいとの理想に燃える中で、それを下支えするためにつくり上げられ、確立され、本則としては今日まで続いてきたものと考えております。

この点については、谷垣財務大臣も、平成十六年二月二十六日の衆議院財務金融委員会

において、本則の国民年金法等の考え方は、年金は国民を広く対象とした制度である、国民皆年金というようなことを考えますと、広く国民全体を対象とした制度であるからそれは国庫で負担するという考え方だということだろうと思うんですけど、制度発足当初から続けられてきた全額国庫負担の政府方針を説明されておるところでございます。

民主党といたしましては、昨今の社会保険庁のずさんな行政により国民からの年金に対する信頼は完全に失われてしまったわけでございますけれども、何としても国民からの信頼を回復し、国民皆年金を完全に実現したいと考えているところでございます。そのためには、国民年金制度発足の原点に立ち返り、事務費を全額国庫負担することにより、年金の保険料は年金の給付にしか充てないという大原則を打ち立て、国民の前に明らかにし、失われた信頼を回復しなければならないと考えている次第でございます。

○小林正夫君 保険料の流用をやめて税金で事務費を負担するようになった場合に、国民の皆様から見てどのようなメリットがあるのでしょうか。また、民主党案では無駄をチェックする対策があるのかどうか、質問をいたします。

(中略)

○小林正夫君 財源捻出のために過度の削減が行われて、国民にとって本当に必要な福祉施策などが後退する心配はないのか。この辺についてお聞きします。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 必要な福祉施策の後退なき財源捻出は可能かと、こういった御質問をいただきました。

まず、私ども民主党は、御高承のとおり、政治は生活だと、生活第一を掲げてこれまで取り組んできたところでございます。その我々が国民にとって本当に必要な福祉施策等を後退させるということはありませんけれども、具体的に申しますならば、民主党はこれまでの政権の下で行われてきた歳出には多くの無駄があると、このように考え、指摘をさせていただいたところでございます。

例えば、厚生労働省予算の補正予算時修正減少額と決算時における不用額の合計、これは、十七年度で二千二百四億円、十六年度におきましては千五百二十四億円、十五年度では千七百九十八億円に上っているところでございます。また、一般会計における当初予算の予備費の不用額は、十八年度で三千二百一億円、十七年度で二千三百九十二億円、十六年度で二千三百九十三億円、十五年度で二千百八十億円に上っているところでございます。これらは、政府自らの会計処理でも当初に過大な予算計上をしていたとみなされるべきことであり、これすなわち、歳出の徹底した見直しを行えば必要な福祉施策等を後退させることなく財源が捻出されるであろうことを示すものだと考えております。

さきに福田総理が、自民党総裁選の際に、高齢者医療費負担増の凍結を検討すると公約

をされ、総理になられてそのことが具体化し、前期高齢者についての一割から二割負担の凍結、あるいは後期高齢者に対する被扶養者の方々に対しての新たな負担の凍結ということは今検討されているわけでございますけれども、それらに要する千五百億から二千億程度の予算措置というのは補正予算で措置されるような、そのようなことをお伺いしておりますけれども、いずれにいたしましても、政治が意思を持てば財政措置というのはそれに伴って手当てされる、それが現実だと思うわけでございます。

要は、国民の意を受けた政治が何を優先して取り組むかの問題であって、予算総額八十三兆の中で二千億規模の財源を福祉施策を後退させずに捻出することは、さほど難しいことだとは考えておりません。

○小林正夫君 年金保険料の流用を禁止して年金事務費を国庫、一般財源で捻出した場合に、それだけ保険財源は浮くことになると思われます。その分、一人一人の保険料が安くなることを想定しているのかどうか、お聞きします。

(中略)

○西島英利君 今、蓮舫議員がおっしゃったこの無駄遣いの件は、昨年の決算委員会、それから今年の決算委員会、民主党の松井先生がかなり詳しく突っ込まれて、こういうものを暴かれたわけですね。私も同様に決算委員会の委員でもございますし、そういう問題を質問をさせていただきました。

当然この無駄についてはしっかりとやっぱり検証していかなきゃいけないことは当然でございますし、ですから、先ほど申し上げたように随意契約なんかを一般入札で、そしてその内容をしっかりとチェックした上でということを上げたのはそこでございます。しかも、予算は必ずそれが実行できるというものはないんですね。あれはあくまでも予算でございますから。その後に、予算が決まった後でないとはっきりとした契約は実はできないわけでございますので、当然そういうところのチェックは入れることはできると私は思っております。それと今の議論とはちょっと違うのかなと、ちょっと私自身は思いましたので、そのお話をさせていただきました。

それから、とにかく二〇一一年にプライマリーバランスを何とか黒字に持っていくという、こういう考え方がある、これは民主党さんも同じ考え方をお持ちでございます。そういう流れの中で様々な実は歳出カットをしてきたんですね。例えば、公共事業費でいきますと、平成十年は十五兆円だったのが今は七兆円までどんどんどんどんこの補助金という形を削減をしてきたところでもございます。ですから、もう目一杯、目一杯、次から次にこの削減の努力はしているわけでございますし、私も国会議員になりまして三年になりましたけれども、決算委員会、予算委員会、またこの厚生労働委員会でもそうでございますけれども、そういうような実は御質問もさせていただきました。ですから、そのたんびに

そういうことが私は改善されてきているというふうに思っております。

そういう中で、更にこれから先もこのプライマリーバランスを黒字にするためにもっとやっつけていかなきゃいけない。ところが、やっつけていかなきゃいけないんですけども、先ほど申し上げましたように医療、介護等々はもう疲弊をしている。それから地域は、公共事業がいいとか悪いとかの話はちょっと別問題としても、公共事業がなければいけないというような問題等々も出てきているわけですね。ですから、福田総理がちょっと歩くのをスピードを遅くして考えてみようということをおっしゃっているのはその辺りかなというふうに思うんですね。

私どもやはり、とにかく改革はしなきゃいけないというその考え方の中でやってきたわけでございますけれども、やはりその格差の問題等々も次から次に出てきました。どうしてその格差が出てきたのか。やはり予算配分にも問題があったのかなという気がしないわけでもないわけでございます。

そういう意味で先ほど、これは民主党さんのマニフェストの中にございますけれども、補助金の一括交付金化等による無駄の排除で六兆四千億円というふうに出ているんですが、この一番大きいのは社会保障で、老人医療、生活保護等、これが十二兆二千億ですね、先ほどその数字をおっしゃいましたけど。

それから二兆円、これは文教でございますけれども、これは先生たちの給料なんですよね。ところが、民主党さんのマニフェストでいいますと、これを五割増にするということのマニフェストでおっしゃっております。そうしますと、もっともっと大変な実は予算がそこで必要になってくる。でも、これを本当に削っていいのかどうか。

さらには、公共事業はもう既に非常に低い数字になってきて、今や四・一兆円、補助金に関してはですね。そういうふうな状況の中で、先ほど福祉は後退させないんだということを辻委員がおっしゃってございましたけれども、かなりの部分が実は社会保障の部分、特別会計も含めてですね、で実はこの予算措置がなされている。これがどんどんどんどん今カットされてきているという状況だけは是非御理解をいただきたいなというふうに思います。

そして、もう時間がそれほど余りございませんが、もう一つだけ是非ここでお聞きしておきたいのは、基礎年金の財源を全額消費税でやるということはこのマニフェストの中にも書いていらっしゃる。その財源は幾らなのかといいますが、年金基礎部分への消費税全額投入で六兆三千億という数字をお出しになっていらっしゃる。ところが、一方では消費税は上げないということもおっしゃっております。

先日、経済財政諮問会議の中で税方式と保険方式というこの比較の資料が出てまいりまして、もしこの全額税方式でいけばもう数%の消費税上げなきゃやっつけていけないんだと。これたしか、もうちょっとでございますか、二十一年かな、二年かな、ちょっと数字は忘れちゃったけれども、そこではもう既に国庫の負担が、年金に対する国庫負担が二分の一に引き上げなきゃいけない。これ来年でございますかね、もう既に目の前に来ているんですね。そういう流れの中でこの財源をどうするのかということも大変重要な私は課題ではないかなというふうに思っています。

そして、そういう中でその消費税を、五%を全額充てるといふふうにおっしゃっておりますけれども、今消費税、ちょっと見てみますと、消費税の四%は確かに国です。一%は実は地方消費税という形で、これは平成十九年度の予算ですが、二・六兆円は地方に行くことになっています。ところが、それだけじゃないんですね。地方交付税ということで、この消費税の中から更に地方に行っている。ということになってまいりますと、この国と地方の割合からいきますと、消費税の使い道は五六・四%が国、そして地方が四三・六%と。もしこれを、五%を全額年金の財源に充てるといふことになりますと、じゃ一体地方の財源どうするのかという問題も当然即大変な問題になってくることは間違いないわけでございます。

ですから、是非この消費税と、それから基礎年金の部分は全額税でやるんだというこのお考え、私はこれには問題があるのではないかなと。しかも、消費税上げないとおっしゃっているわけでございますから、是非この辺りのお考えをお聞かせいただければと思います。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 消費税についての見解を御質問でございますけど、その一点だけ、私どもが出しております法律の元々よって立つゆえんは財政構造改革法、平成九年十一月成立して、半年で改正、一年で停止したというこの法律から出発しているわけでございます。その後は毎年度の財政特例法によって措置されてきたと、こういうことでございます。

御承知のとおり、財政構造改革法は機械的な形で政策等予算を抑えると、こういったことがあった、そういった中で停止され終了してしまったわけでございますけれども、実はこの措置だけが生き残ったわけでございます。附則にあったということで、国民年金法に既に溶け込んでいるということで、そこだけは停止されたり凍結されたりしないまま来たわけでございます。すなわち、この措置は、そもそも財政の論理で社会保障予算を扱うという、その流れの出発点のような位置付けになるわけでございます。

近年、この委員会におきましても、経済財政諮問会議の提起による経済成長率の範囲内で医療費あるいは社会保障費を抑制すべしと、このような議論、あるいはそういった中で保険免責の議論等々も西島委員共々にさせていただいたわけでございますけれども、やはり、実はそれらは同じく一つの機械的に歳出を抑えていくという流れの中に位置付けられるものでございまして、近年においては西島委員も共々にそういった機械的な歳出抑制というのはおかしいといった論理で議論を共有させていただいたと思うわけでございますけれども、元々のこの年金の流用禁止という私どもが申し上げているテーマは、さかのぼれば財政の論理によってすべて社会保障を抑えていくという、そこに出発点があったと。そういった意味では、今日までの議論をともにさせていただいた思いからいたしますと共有していただけるのではないかと、このように思っていることを申し上げておきたいと思っております。

それで、消費税のことについてでございますけれども、私ども民主党は、年金制度改革、三年前の政府の百年安心とおっしゃったときと同じく私どもの年金制度改革案を提示さ

せていただいたところでございます。そこで、毎年マニフェストで申し上げたわけでございますけれども、民主党として最低保障年金、まあ基礎年金相当ということになるのかと思っておりますけれども、その導入に当たっては相当期間の経過期間を取るということをかねてより申し上げてまいりましたし、当然ながらこれまでの年金受給者の給付水準は保障すると、こういったことが前提になるわけでございます。

現在、基礎年金の給付は約十九兆でございますけれども、そのうちの七兆円が国庫負担、そして十二兆が各制度からの拠出金によって成り立っているわけでございます。私どもが申し上げておりますのは十三兆円の消費税全額を年金財政に充当せよと、こういったことを打ち出させていただいているわけでございますけれども、そのときにすぐに各制度からの拠出金をゼロにするということは私どもとしては考えていないわけでございます。

そのことについては、経済財政諮問会議における民間委員の方々のこの間に出された提案においては廃止するといいますか、不要となるといった表現があって、その拠出金制度自体をなくすというふうなお考えも示されているわけでございますけれども、私どもといたしましては、十二兆円現在各制度から拠出をいただいているものをすぐにゼロとするという前提には立たないわけでございます。この点については舛添厚生労働大臣も当日の意見書の中で、基礎年金分だけでも国の基幹税たる消費税に匹敵する金額を国民は年金保険料として現に負担している、わざわざスクラップし制度を組み替えるのは現実的かということをおっしゃっているんでございますけれども、私はこのことは十分理解できるものだと思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、現在十九兆の基礎年金給付、これを私どもがすぐにカットするということはあり得ないわけございまして、それには十三兆円の消費税を充当しつつ、各制度からの拠出金があるわけでございます、それが今は十二兆あるわけですが、それらを充当する中において、当面財政措置を十分対応し、かつ将来設計は今考えているところでございますけれども、そのような中で考えていきたいと、そういった意味で消費税を引き上げる必要はないと、このように考えているところでございます。

○西島英利君 今回の選挙で国民はそう思っていないですよ。消費税を全額投入をして基礎年金は全額税金でやる、これはいいなど。それは当然だと思いますね、自分たちの負担がそういう意味では少なくなるわけでございますから。ですから、今委員がおっしゃったように、長期的な観点の中でというふうには私は国民は思っていないだろうというふうに思うんですね。ですから、私は今日消費税のこの話を出しました。と同時に、セットで消費税は上げないということを言われているんですよ。だから、今日私はこの質問をしているわけございまして、もう私の時間は参りましたので、まだまだ疑問点がたくさん残っておりますので、是非次回にまた御質問させていただきたいと思っております。どうぞ。

(中略)

○坂本由紀子君 今、年金の保険料を年金給付以外には使わないというふうにおっしゃいましたが、裏を返せば年金の事務費を税金で払うということでもあります。

税金というのはすべての国民が負担をしております。今、年金は国民皆年金とは言いつつも、無年金の方も残念ながら一部おられますし、年金に入っていない方もいるわけです。そういう方たちにも年金の事務費を負担してくださいということになりますので、保険料から払わないから国民が信頼をするということ、そのままそうですかということには必ずしもならないんじゃないか。(発言する者あり)むしろ年金から、年金の中に入っていない方についても年金の事務費を払ってくださいということですから、国民から見れば、それは違うんじゃないんですかと思う方が一部にいらっしゃる、出てくるということにもなりかねないのであって、税金で払えばすべてのものが解決するというのではないんだと思います。

税金というのは国民からいただいている貴重な財源で、それを何に使うかということについては優先順位を考え、また税金は何にでも払えるのかもしれませんが、一般会計でしか払えない、措置できないものというのがあまたあって、なかなかそこについても必要な財源が確保できないということで、様々な、特に弱者の方々からは、もっと自分たちに施策の光をとということで言われているわけです。そういう意味で、私は、安易に税金で払うことにすれば国民の信頼が取り戻せるんだということでは必ずしもないんじゃないかと思うのであります。

この趣旨説明の抽象的な議論は取りあえず以上にして、具体的に条文に入って質問をさせていただきますと思うのでございます。

今回御提案の法案は、例えば国民年金法であれば、政府は国民年金事業の円滑な実施を図るため国民年金に関し次に掲げる事業を行うことができるということで、教育や広報、それから相談等々について支出することができるとなっている全く同じ条文を、国庫は毎年度、予算の範囲内で次に掲げる費用を負担するということに並べているだけなのであります。つまり、保険料で払うことができるとしておるものを、ただ単に税金で払うということに条文を移したというだけの話なのであります。

雑誌等では民主党の議員の方が、特別会計だと無駄があるから、一般会計にすればそういうことがなくなるから大丈夫なんだというようなことを発言されておるのを目にしたりもいたしますが、こういう条文の移動だけで果たしてこの年金制度について何らかの改善が図られるということになるんでしょうか。この点が私はどうも理解できないのでございまして、御説明をいただきたいと思います。

○委員以外の議員(辻泰弘君) 坂本委員からは年金事務費の財源付け替え法案だという御指摘をいただいたわけでございますけれども、私どもからいたしますと、そもそも付け替えたのはどちらかということを上申したいわけでございます。

そもそも、冒頭に申し上げましたとおり、昭和十七年の労働者年金保険制度から出発いたしましたして、昭和三十四年の国民年金制度創設の折にも事務費は全額国庫負担するということが制度がなされてきた。それは国民福祉全体を増進させる、あるいは国民皆年金をし

っかり実現していく上での下支えの機能を果たすという精神で成り立ってきたものだというふうに考えているところでございますけれども、それが平成九年の十一月に財政構造改革法という、結果としては一年で消えてしまった法律でございましたけれども、その中に附則の中で規定されていた、それなるがゆえに、法案自体は失効して消えてしまったわけではございますけれども、その部分だけ生き残って、その後、十五年度まで続き、十六年度以降の財政特例法で継続をして十九年度まで措置され、さきの法案で本則になったと、こういうことになっているわけで、恒久措置となったということになっているわけでございますけれども、そもそも出発点がどうだったかということでございまして、私どもからしますと政府の平成九年における措置が財源の付け替えであったというふうに言わざるを得ないわけでございます。

そもそも当初、理想に燃えて皆年金を実現しよう、その下支えとして事務費の全額国庫負担、税で手当てしようという精神から出発していたものを、ある意味で付け替えたのは政府の対応であったというふうに言わざるを得ないわけでございます、私どもが申し上げますことは、そもそも本来の姿に戻すということであるということをお願いしなければならないと、このように思う次第でございます。

そして、近年、保険料からの支出については国民の不信を買うことが多く、信頼を完全に失わせるような事態が余りにも多く発生したわけでございます、そういった意味で、保険料を事務費に流用する制度の延長線上に国民からの信頼回復というものは望めないと私どもは考えているところでございます、国民年金創設時の原点に戻り、事務費の全額国庫負担で国民皆年金を支える体制を確立すべきだと、このように考えているところでございます、そのためには年金の保険料は年金の給付にしか充てないという大原則を打ち立てて国民の前に明らかにし、失われた信頼を回復すべきだと、このように考えているところでございます。

○委員以外の議員（大塚耕平君） 補足をさせていただきたいんですが、先ほど委員のどなたかからも応益負担なのよというようなお声が飛んでおったような気がするんですけども、恐らく坂本委員の御指摘は、保険料から税金に負担をシフトすると直接年金と関係のない方々も負担するんだという御趣旨だと思いますので、そういう合いの手が入ったんではないかと思いますが。

ただ、これも自民党さんへの御説明のときにも若干申し上げましたけれども、例えば年金保険料の免除者、まあ免除者は制度上の免除者ですからこれはやむを得ないとしても、現在未納の方がいずれまたここに入ってくるかもしれない、そういう方々のデータも含めて広くすべてのデータを維持、管理、運営していくという観点に立つと、厳密な意味での応益負担にはなっていない。つまり、この公的年金制度は一体何なのかということそのものにやはりこの負担の根拠というものはかかわってくるんだと思います。

そして、もう一点だけ申し上げれば、もしそういう年金制度で実際に受給をしている人、あるいは確実に受給をされる方の保険料の中から負担することが応益負担だということになりますと、例えば農水省の予算は大勢の国民の皆さんの税金から成り立っている、国土



交通省の予算もそうであります。各省の予算はそれぞれお金に色がないという、そういう性質を持った税収その他の歳入の中から賄われているわけでありまして、厳密な意味で各省の予算というのは応益負担にはなっていないわけでありますので、そういう観点に立つと、果たして公的年金制度というのは一体どういう性質のものとしてだれが責任を負うべきものなのかという、この本質のところは今の坂本委員の御質問とかかわってくる部分でございますので、我々としてもその点は十分に引き続き御意見を賜ってまいりたいというふうに思っております。

(中略)

○山本博司君 年金運営に対する国民の不信感というのは今大変高い形でございます。これを払拭し信頼される年金制度にするためにも、無駄の排除を徹底していただきたいと思っております。

次に、附則についてお伺いいたします。

この法案の附則の第二条には、この法律の施行に伴う関連法律の整理及びその他の必要な事項については、別に法律に定めると、こうございます。今回、この法案のみ提出され、関係法律整備の法案は提出されておられません。なぜ同時に提出しないのか、お答えいただきたいと思っております。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 御指摘のように、私どもの今回の御提案の附則におきまして、第二条におきまして関係法律の整備等を規定させていただいているところでございますけれども、この別に法律で定める事項と申しますのは、日本年金機構法、あるいは被用者年金制度の一元化、今一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、これは現在衆議院で継続になっているものでございますけれども、この二つがかかわってくるわけでございます。

それで、なぜそこに全体を変えなかったのかということの御質問だと思うわけでございますけれども、今回の私どもは流用禁止に限っているわけですが、ただいま申し上げました日本年金機構法は私どもからいたしますと歳入庁の創設ということをおっしゃって、根本的に私どもとしては賛成しかねる内容の法案であったわけでございます。それ以外にもあったわけでございますけれども。

それから、一元化法案につきましても、私どもは国民年金と被用者年金制度全体の全的一元化ということをおっしゃっているわけですが、その意味からも今衆議院で継続審議されている法案について根本的に私どもはスタンスを異にするわけでございます。

そういった意味で、そのことをここに加味いたしますと、そのことを前提とするということに論理的になることとなりますので、そういった意味でそのことは別に定めると、こういった形にしているということでございます。

○山本博司君 次に、財源について提案者にお伺いをしたいと思います。

厳しい財政状況の中で約二千億もの財源ということで、どのように確保しようとしているのか。先ほど午前中もございましたけれども、簡潔にもう一度お話をいただきたいと思っております。

(中略)

○委員長（岩本司君） 発議者から先ほどから挙手されていますけれども、よろしいですか、指名して。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 今厚生労働省の方から保険料方式だからという御説明があったわけでございますけれども、やはり過去を振り返りますと、そもそも厚生労働省自身がこの措置を元に戻してほしいと、一般財源に戻すよう要求したという歴史が現実にあるわけでございます。

例えば、二〇〇四年の十二月の新聞記事で見ますと、社保庁は二〇〇五年度概算要求では事務費全額を一般財源に戻すよう要求したと、こういったことがあるわけでございまして、今はそういうお立場でございますけれども、歴史的には元へ戻してくれというのが厚生労働省の立場だったということは申し上げておきたいと思っております。

それから、財源についてでございますけれども、私どもの方に二千億のことをおっしゃって、それはもともとだと思うんですけど、しかし、お立場上、与党として三年前に三分の一の基礎年金の国庫負担を二分の一に引き上げるということをおっしゃって、安定した所要の財源を税制改革によって確保してと、こういったことをお約束していただいているわけでございますけれども、そのことについて、それは二兆五千億要るわけですが、そのことについて何ら提示がなされていないお立場の与党から二千億の財源を出してないのはけしからぬじゃないかと言われるのは、いささかちょっと一面的なような気がするわけでございます。

私の意見として申し上げたいと思っております。

○山本博司君 時間となりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

(中略)

○渡辺孝男君 この流用という言葉の使い方ですね、イメージがありますんで、社会通念的には悪いことに使ったみたいなのさということもありますんで、誤解を招くおそれもあり

ますんで、これは今後の審議でまた明らかにしていきたいと思えますけれども。

今日予定された二問目でありますけれども、本法附則の第三条に関してでありますけれども、国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金制度との整合性についてお伺いをしたいんですが、なぜこの附則第三条を置くことになったのか、その理由についてまずお伺いをしたいと思います。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 国共済、地共済についての事務費のことについて基本的にまず最初に事実関係を申し上げたいと思うわけでございますけれども、国家公務員共済、地方公務員共済における年金事業につきましては、厚生年金、国民年金と同様の考え方の下に事務費の全額国庫負担が定められ運営されてきたわけでございます。そして、平成十年度から十五年度までは財政構造改革法、十六年度から十九年度までは毎年度の財政特例法によって事務費への保険料の充当を特例的に認めることとし、さきの国民年金事業等運営改善法においてはその措置の恒久化が定められたと、こういう経緯になるわけでございます。

そこで、今次私ども提出の法案におきましては、国家公務員共済、地方公務員共済の事務費を対象としていないということでございますけれども、これは、事務費に年金保険料を充当することを認めたがゆえに数々の問題を生じたのが社会保険庁が行ってきた年金事業についてであること、また公務員の制度は、巷間言われておりますように、追加費用の問題、職域加算の問題、転給制度の問題等々、厚生年金制度に比べて優遇されている面があり、事務費の全額を国等あるいは地方公共団体が負担することについては国民の理解が十分得られないのではないかと考えたわけでございます。

もとより私ども民主党は、被用者年金のみならず、国民年金制度をも含めた公的年金制度全体の一元化を提唱しているところでございまして、その一元化の際には、当然に国家公務員共済、地方公務員共済部分における事務費の負担につきましても、厚生年金、国民年金と同等の措置が講ぜられることになるわけでございます。今回私どもが御指摘のように附則三条を掲げさせていただいておりますのは、この旨を明確に規定したという次第でございます。

なお、さきの国会で成立をいたしまして現在施行されております与党提案による議員立法の年金支給時効特例法におきましても国共済、地共済が対象とされていないわけでございますけれども、その考え方は基本的に我々と同じものではないかと考えているところでございます。

○渡辺孝男君 保険料で事務費を賄う場合と税で賄う場合と、チェックは、税の方で賄った方が厳しくチェックされるのではないかとということが基本的にあるわけでありましてけれども、この国家公務員及び地方公務員に係る年金制度ですね、被用者年金制度、これの事務費については国民の理解が得られにくいのではないかみたいな今御回答でありましたけれども、別に税財源で使おうともチェックはより厳しくなるということでありまして問題はないのかなと、皆様のお考えを基にするとそういう解釈になるのかなと思うんですが、

この点はあえてもう一回お聞きをしたいと思います。

○委員以外の議員（辻泰弘君） 冒頭申しましたように、労働者年金保険法、昭和十七年から、また国民年金法、昭和三十四年から事務費の全額国庫負担ということで来たわけですが、国共済、地共済におきましても、その創設当初からその考え方と同じような形で事務費の全額国庫負担が定められ、百分の百ということで位置付けられて今日まで来ているわけですが。

平成十年度から特例的に対応されてきたと、こういうことになるわけですが、そういった意味で同等性が確保されるべきじゃないかというのは、おっしゃるのは論理的にあらうかと思うわけですが、ただ現実問題として、先生方がお作りになられた時効特例法におきましても、国共済、地共済は適用対象とせず、国年、厚年だけを対象とされたというのが現実に六月、七月の対応としてあったわけですが、恐らくその精神は、その問題が社会保険庁から出発したがゆえに、そこがかかわる国年、厚年に限るということでのお取扱いだったのではないかと思うことが一つと、先ほど申し上げましたように、現在におきましても、公務員の共済年金制度につきましては幾つかの面で先ほど申し上げましたように厚生年金制度と比べて優遇されているのではないかという議論が現実にあって、そのこと自体が今政府提案の法案あるいは私どもが提案しようとしております公的年金制度一元化の法案の中で解消される方向にあると思うわけですが、それが現実にその努力が行われつつある中で、その部分を、まあ同等性をそこも確保してしまうのかということを考えて、先ほど申し上げましたように当面社保庁がかかわることということで対応したということになるわけですが。